

第7章 地元説明及び用地交渉

7-1 地元説明

■ 事業計画説明

阿武隈川及び名取川の河口部は、東日本大震災の地震及び津波により甚大な被害を受けました。

これらの地区の本格復旧及び地元自治体の復興に向け、河川災害復旧事業を進めることとなりました。この事業及び詳細な設計を行うにあたり、まずは、土地の立ち入り及び測量が必要となります。事業計画説明会は、事業を行うことに対し地元から理解を得るために開催しました。

本説明会に関係する地域住民の方々は、被災によりほとんどが現住所に居住しておらず、町内会等も機能していない状況であったことから、仮設住宅への開催案内掲示、FMラジオ、ダイレクトメール等を使用して開催を周知しました。

また、用地を提供して頂く必要がある関係者については、事前に避難先住所を確認し、直接郵送等で周知を行いました。

説明会は4市町村4地区(8日間)で各会場とも夜間に行い、大勢の方々に集まっていただきました。説明会では、地元住民の方々に協力・理解を得るために以下に示す内容の説明を行った結果、様々なご意見をいただきました。しかし、最終的に事業を進めることに理解をいただき、用地を取得するための工程を進めていくことになりました。

- ①事業の経緯 被害状況・緊急復旧状況・事業概要・事業経緯
- ②事業内容 河川堤防復旧区間の範囲・河川断面について・県道の整備・今後のスケジュール
- ③その他



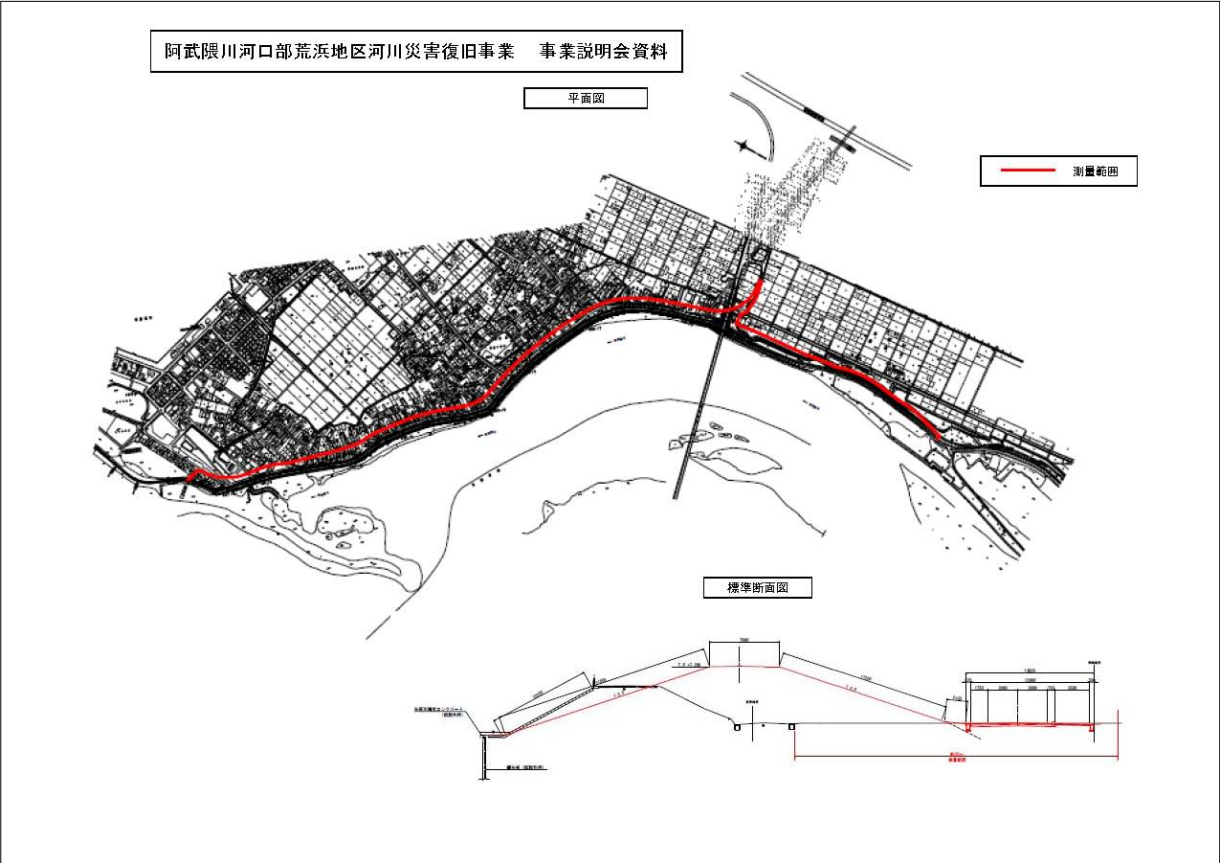
亘理町荒浜地区(二丁目)説明会 開催状況(2/14)



岩沼市新浜地区説明会 開催状況(3/14)

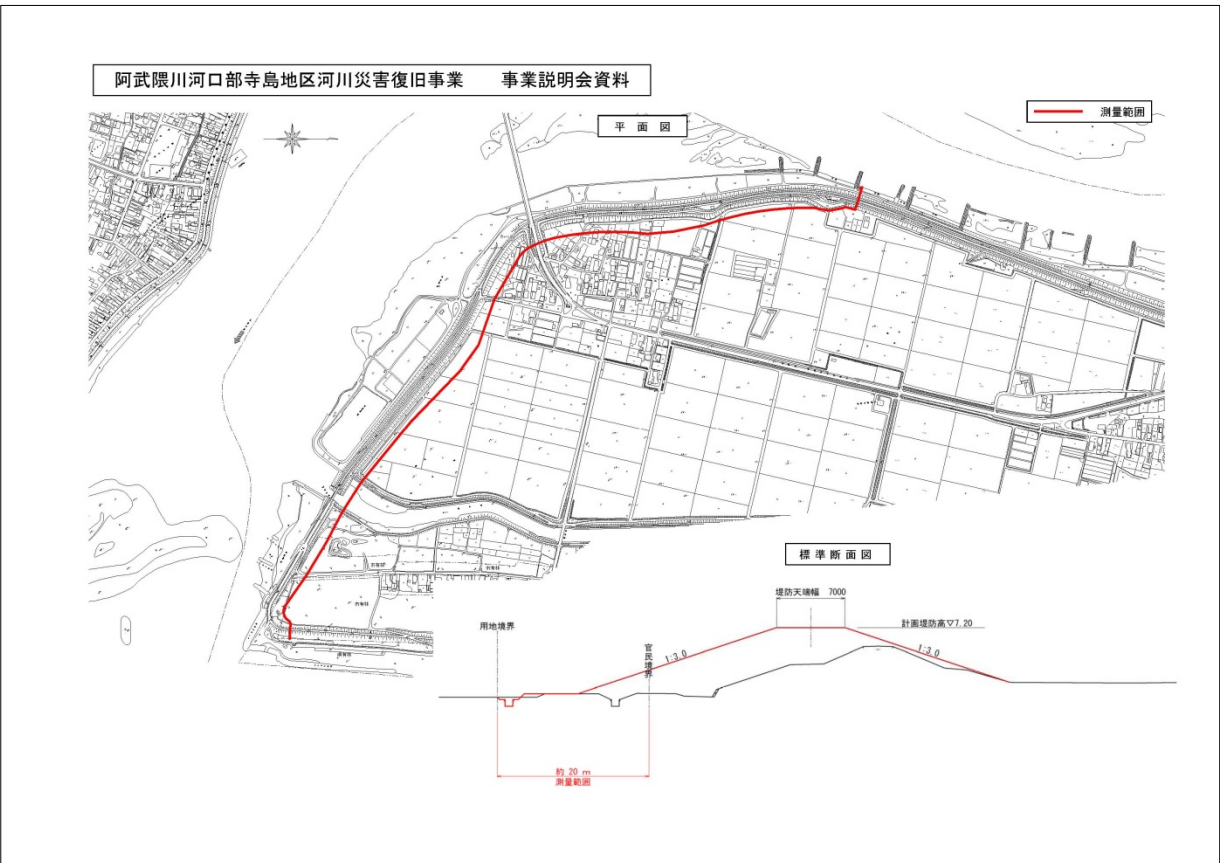
説明会 開催日時	事業区間(地区) 【河川対象区間】	会場	備考
【阿武隈川】			
平成24年2月13日(月) 19:00-20:00	亘理町 荒浜地区一丁目 【阿武隈川河口部(右岸)】	亘理町中央公民館 第一研修室	
平成24年2月14日(火) 19:00-20:00	亘理町 荒浜地区二丁目 【阿武隈川河口部(右岸)】	亘理町中央公民館 第一研修室	
平成24年2月15日(水) 19:00-20:00	亘理町 荒浜地区三丁目 【阿武隈川河口部(右岸)】	亘理町中央公民館 第一研修室	
平成24年2月16日(木) 19:00-20:00	亘理町 荒浜地区四丁目 【阿武隈川河口部(右岸)】	亘理町中央公民館 第一研修室	
平成24年2月17日(金) 19:00-20:00	亘理町 荒浜地区五丁目 【阿武隈川河口部(右岸)】	亘理町中央公民館 第一研修室	
平成24年3月14日(水) 19:00-20:00	岩沼市 新浜地区 【阿武隈川河口部(左岸)】	岩沼市里の杜西 仮設住宅集会所	
【名取川】			
平成24年5月31日(木) 19:00-20:00	仙台市若林区 藤塚地区 【名取川河口部(左岸)】	若林日辺グラウンド応急仮設住宅内 ニッペリアグラウンドクラブハウス	
平成26年6月12日(木) 19:00-20:00	名取市 関上地区 【名取川河口部(右岸)】	名取市震災復興部 会議室	

阿武隈川河口部右岸(亘理町荒浜地区)事業説明会



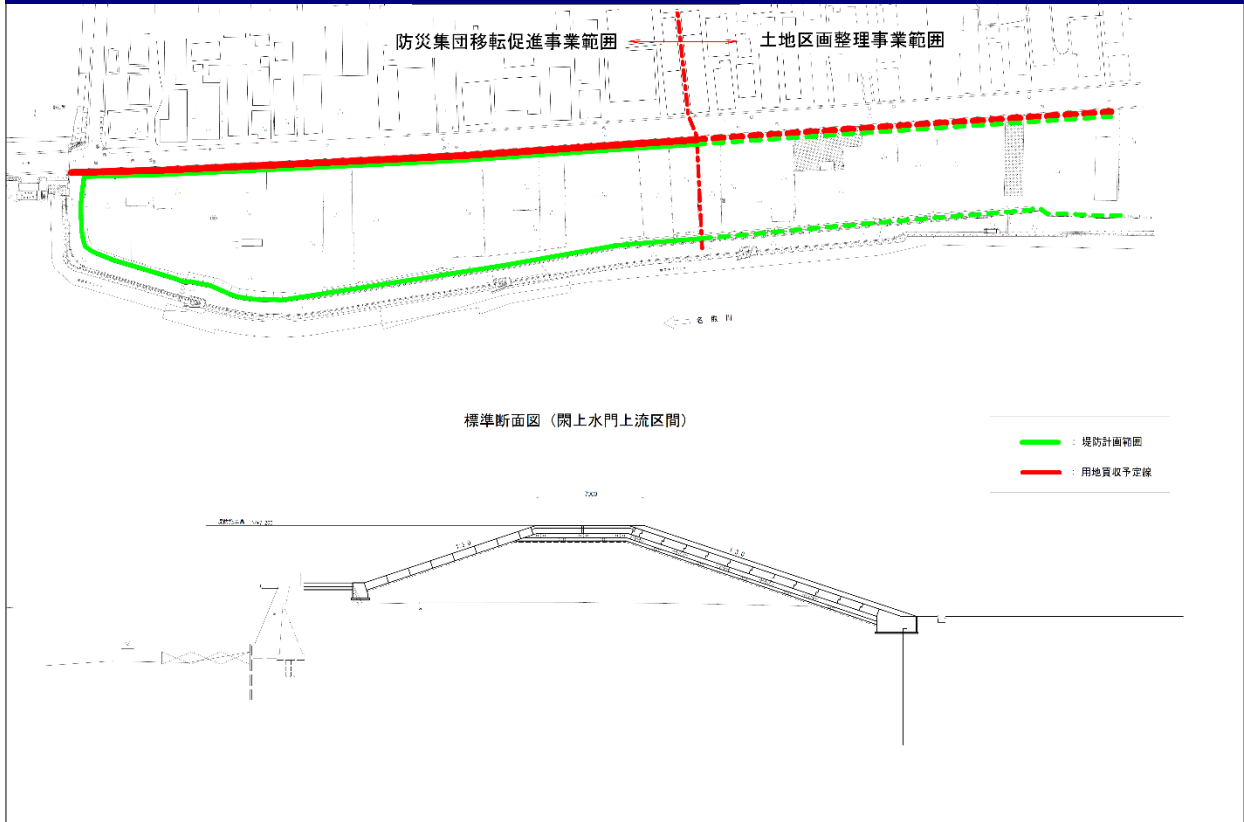
亘理町荒浜地区 説明図面

阿武隈川河口部左岸(岩沼市新浜地区)事業説明会

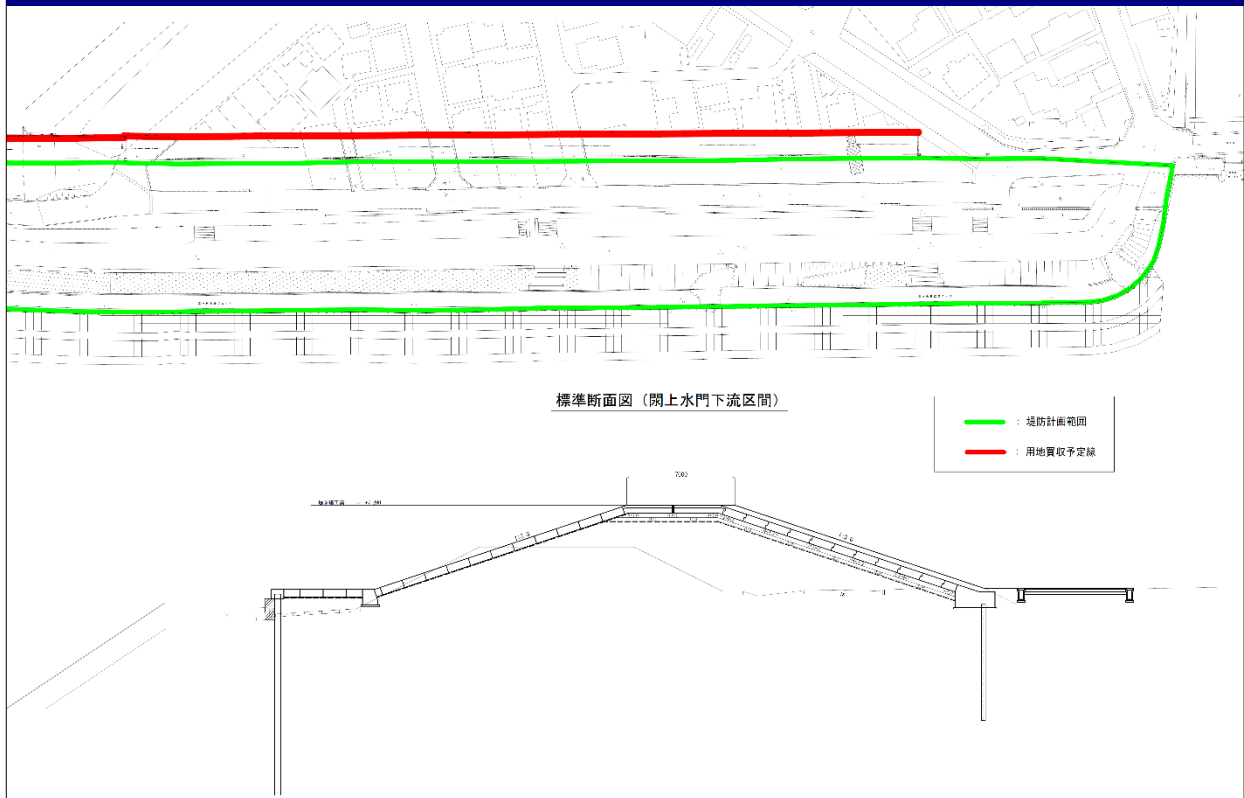


岩沼市新浜地区 説明図面

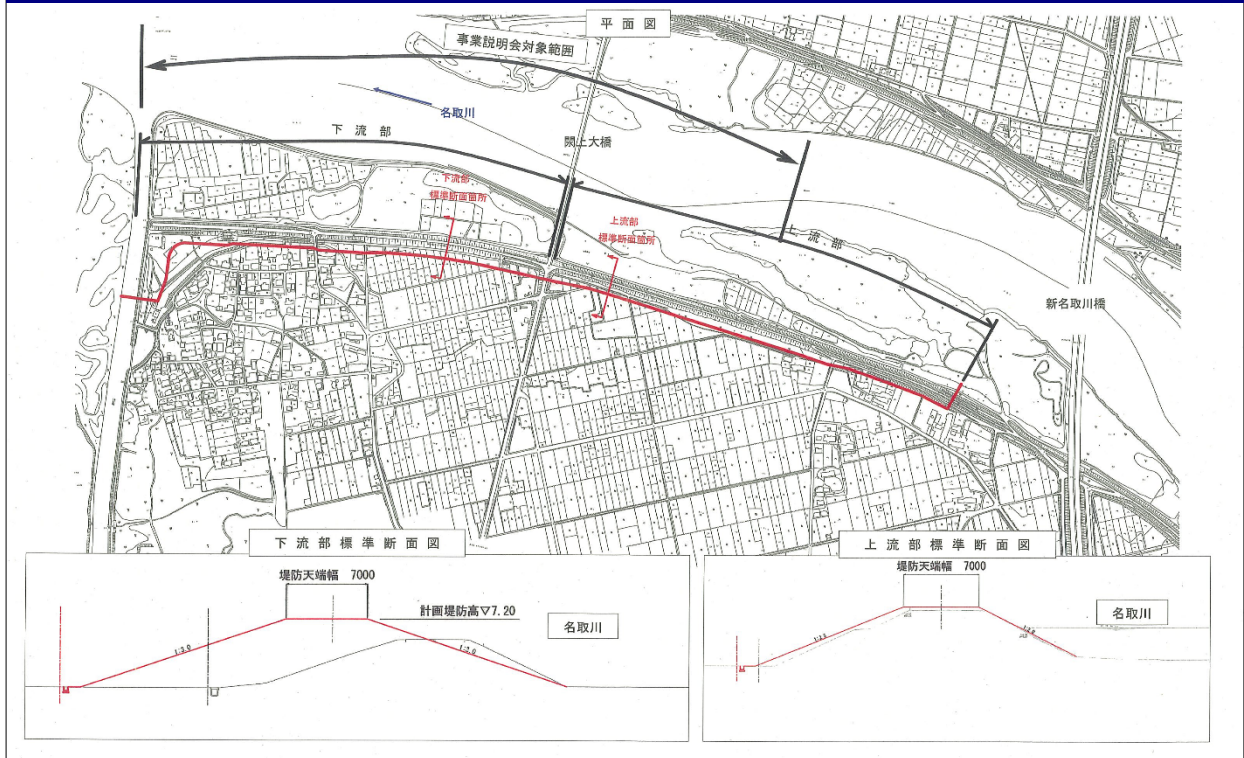
名取川河口部右岸(名取市閑上地区)事業説明会



名取川河口部右岸(名取市閑上地区)事業説明会



名取川河口部左岸(仙台市若林区藤塚地区)事業説明会



7-2 用地交渉

■用地収得業務

公共事業により堤防や道路などの施設を整備するためには土地が必要となります。東日本大震災により被災した土地を守るための河川施設整備が必要となり、地権者の皆様のご理解とご協力をいただいて「用地」を確保することで事業を進めてまいりました。

用地を提供いただく際の手順

事業計画などの説明

用地幅杭の打設

土地建物などの測量・調査

補償金額の算定

補償額の説明

契約の締結

建物などの移転や土地の引渡し

補償金の支払い

■用地取得の実績

東日本大震災に伴う河川の災害復旧事業については、大きく分けて4箇所の事業箇所がありました。

①一級河川名取川河口部 左岸藤塚地区

住 所	宮城県仙台市若林区地内
取得開始時期	平成24年度
関係者数	約30名
取得面積	約1.2ha

②一級河川名取川河口部 右岸閑上地区

住 所	宮城県名取市閑上地内
取得開始時期	平成26年度
関係者数	約100名
取得面積	約3.0ha

③一級河川阿武隈川河口部 左岸寺島地区

住 所	宮城県岩沼市寺島地内
取得開始時期	平成24年度
関係者数	約50名
取得面積	約2.1ha

④一級河川阿武隈川河口部 右岸荒浜地区

住 所	宮城県亶理郡亶理町荒浜地内
取得開始時期	平成24年度
関係者数	約200名
取得面積	約6.0ha

■土地収用法

用地取得の大半は任意取得により行われましたが、任意での契約が困難な場合は土地収用手続きに移行し、事業の妨げとならないよう用地取得に努めました。

・事業認定告示実績

番号	年度	箇所名	所在	告示年月日
1	平成26年度	一級河川阿武隈川水系阿武隈川河口部改修工事(左岸)	宮城県岩沼市寺島 地内	H27.3.20
2	平成26年度	一級河川阿武隈川水系阿武隈川河口部改修工事(右岸)	宮城県亶理郡亶理町 地内	H27.3.20
3	平成27年度	一級河川名取川水系名取川河口部改修工事	宮城県名取市閑上地内	H28.2.22

・土地収用法裁決実績

番号	種別	事業の名称	所在	裁決申請	裁決
1	収用裁決	一級河川阿武隈川水系阿武隈川河口部改修工事(左岸)	宮城県岩沼市寺島 地内	H28.3.11	H28.8.22
2	収用裁決	一級河川阿武隈川水系阿武隈川河口部改修工事(右岸)	宮城県亶理郡亶理町 地内	H27.12.4	H28.10.3

■東日本大震災ならではの問題点

①地権者の居住地の把握

被災地では、地権者の居住地の把握が困難な場合もありました。

地権者も被災者の方が多く、避難所や仮設住宅におられる方、県内外の子供や親戚におられる方様々でした。このため地元自治体でも居住地を把握されていない場合もあり、地元自治体の協力を得ながら、近所の方や親戚の方に聞き込むなどして居住地の把握に努めました。

②代替地の確保

被災地では、代替地の確保が困難でした。

震災後は津波被害の方の移転、国交省のみならず県や地元自治体の復旧復興事業が輻輳した結果、土地需要が旺盛となり、代替地の確保が非常に厳しい状況でした。

このため、地元自治体で整備する集団移転地の造成や嵩上げ工事との連携など、地権者と土地情報を共有し、代替地の確保に努めました。